

高知談合を受けた地方整備局等における再発防止対策の実施状況

1. コンプライアンスの推進強化

- 全地整において推進本部を設置し、本部会合を原則毎月開催。コンプライアンス推進計画に基づいて再発防止策を推進。
- 外部有識者からなるアドバイザリー委員会を設置し、コンプライアンス推進計画の取組状況等に関する意見を聴取。
- コンプライアンス推進体制を組織的に強化するため、適正業務管理官を地方整備局に平成26年度より設置。（新規）

2. 研修の徹底

【本省】

- 入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティ等を含め、コンプライアンスに関する個々の職員の認識を深めるため、具体のケースをドラマ化したコンプライアンス研修用のDVDを作成し、各地整等に配布した。各地整等において研修等で活用している。

【国土交通大学校】

- 地整等におけるコンプライアンス指導者を養成するための研修（有識者による講義、研修員相互による課題研究・座談会）を昨年度より実施。今年度は11月に実施する予定。

【各地整等】

- ほぼ全ての研修にコンプライアンスの科目を設けて実施。（継続（全地整等））
- 一方的な講義形式ではなく、コンプライアンスに関する不祥事例等を活用したグループ討議形式を活用し、各職員が意見を出し合い相互の理解を深める研修の実施。（継続（全地整等））
- 外部講師（大学教授、公正取引委員会、弁護士）による談合等の不正行為や刑罰等についての講習会・研修会を実施。（継続（北海道、東北、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州））
- 各事務所ごとに、コンプライアンス・インストラクター等による事務所でのコンプライアンス講習会を開催。（新規（東北、北陸、中国）、継続（四国、九州））

- 各部所のコンプライアンス業務の軽減又は共通テーマでの意見の集約を図るため、コンプライアンス・ミーティングのテーマを推進本部事務局において作成。(新規(関東、九州)、継続(近畿、四国))
- コンプライアンス指導のさらなる向上を図るためコンプライアンス・インストラクターフォローアップ研修の実施。(新規(九州))
- 最近の非違行為事案を新たにテキストに追加。(新規(北海道))
- 公務員の不祥事案を事務所へ情報提供。(新規(関東、近畿、中国)、継続(中部、九州))
- 不祥事等の不測の事態が生じた場合にいかに対応するかといったクライシスマネジメントについて、ハンドブックに追加。また、開発建設部の課長等を対象にセミナーを開催。(新規(北海道))

3. 意識改革に向けた取組

【各地整における具体的な取組の内容】

- コンプライアンス・ミーティング(課等の単位で実施)における取組。
 - ・ 全員参加を目標にして実施。(継続(全地整等))
- eラーニングにより服務・倫理・発注者綱紀保持に関する基礎的な理解度のチェックを実施。(継続(北海道、東北、中部、中国、九州))
- 各事務所の副所長をコンプライアンス指導員と位置づけ、職場のリーダーとして活動を行う。(新規(北陸、中国)、継続(四国))
- 内容を改訂したコンプライアンス携帯カードの全職員への配布のほか、不当な働きかけを防止するポスターの掲示などにより、通常業務での認識を徹底。(新規(四国)、継続(関東、近畿、中国、九州))
- コンプライアンスに関して基本的な事項を網羅したハンドブックを全職員に配布。(新規(四国)) コンプライアンスの向上を柱とした「職場づくりポケットブック」を作成予定。(新規(九州))
- 幹部職員の人事評価においてコンプライアンスの徹底を目標に掲げ、実行。(継続(北陸、四国))
- 職員に対し、コンプライアンス等についてのメッセージの発信。(継続(北海道、関東、四国))
- 全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時にコンプライアンスメッセージを表示。(新規(近畿)、継続(中国、四国、九州))
- 事務所長等がコンプライアンス推進本部会議にTV会議の利用等により積極的に参画。(新規(北陸)、継続(関東、中部))
- 管内をいくつかのブロックに分割してブロック会議を開催し、複数の事務所相互間で取組状況などについて意見交換等を実施。(継続(近畿、四国))
- 本局幹部職員等が事務所等を訪問し、意見交換等を実施。(新規(東北、関東、近畿)、継続(北海道、九州))

【副所長室の大部屋化等の状況】

- 昨年10月時点で副所長室の大部屋等の割合は66%(51%)。現時点(平成26年8月)で94%(81%)となり、平成26年度末で99%(90%)となる予定。
[括弧内の数値は、ドア撤去の暫定対応を含めないもの]
- 平成26年度末時点で個室である副所長室については、今後、事務所庁舎の改修等に併せて相部屋化を図っていく予定。

4. 情報管理の徹底等

- 今年度、現時点において不当な働きかけの具体的な報告事例はなし。
- 全地整等において発注者綱紀保持規程、発注者綱紀保持マニュアルを改正済み。
- また、改正した規程等は、職場内ミーティング、メール送信、イントラネットへの掲載、研修等により各職員に通知。
- 職員がより通報しやすくするために不当な働きかけに対する外部通報窓口を新たに設置。(新規(東北))
- 発注者支援業務共通仕様書(案)を一部改正し、取り扱う情報はアクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するよう地方整備局等に通知し、情報管理の徹底を図った。

5. 入札契約手続の見直しに係る実施状況

- 平成24年度より実施していた試行の結果を踏まえ、平成26年度から、全地整等において、入札書・技術資料の同時提出を一般土木Cの工事のうち、施工能力評価型を適用する工事について全面的に実施。また、各地整等において、必要に応じ、その他の工事においても実施。

6. 工事費内訳書の提出等の義務化

- 入札時の工事費内訳書の提出及びその確認等について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、平成27年4月から全ての工事でその実施が義務化(現在、6000万円以上の全工事を実施済み。6000万円未満の工事で抽出実施。)